

大分県報

令和三年
号外(三三)
三月三十一日

(水曜日)

目次

規則

- 大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正……………一
健康増進法施行細則の一部改正……………二
大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部改正……………二
クリーニング業法施行細則の一部改正……………五
製菓衛生師法施行細則の一部改正……………六
おおいた動物愛護センター利用規則の一部改正……………九
教育委員会規則……………九
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正……………九

規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十七号

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

別表第二の六の項の事務の欄の第一号中「以下この項中「規則」という。」第十六条を「平成十七年大分県規則第六十一号」第十三条に改め、同欄の第二号を削り、同表の七の項を削り、同表の八の項の項目の欄中「三十七の項」を「三十六の項」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の九の項の項目の欄中「三十八の項」を「三十七の項」に改め、同項を

同表の八の項とし、同表の十の項を削る。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十八号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二号様式中「(脚注)」及び「大分県健康増進法施行細則第五条第一項の規定により、次のとおり記す。」(再掲)を削り、「病院」の次に「介護医療院」を加え、「厨」を「せうじょう」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

給食施設栄養指導票

給食施設の種別 学校(含む幼稚園)・病院・介護医療院・介護老人保健施設・老人福祉施設・児童福祉施設・その他()

社施設・矯正施設・寄宿舎・事業所・一級給食センター・自衛隊・その他()

施設管理者名

1回500食以上又は1日1,500食以上：管栄有・栄有・栄無 1回900食以上又は1日750食以上：管栄有・栄有・栄無
1回100食以上又は1日250食以上：管栄有・栄有・栄無 1回50食以上又は1日100食以上：管栄有・栄有・栄無
1回20食以上又は1日50食以上：管栄有・栄有・栄無

Table with columns for energy, protein, fat, carbohydrates, fiber, vitamins, and minerals. Includes a section for '給食栄養量(1人1日平均)' and '指導事項'.

- 1 施設全体における栄養管理部門の連携方針等を設定している。
2 組織図があり、責任体制、役割や業務分担が明確である。
3 施設管理者等による栄養管理委員会を定期的に実施し、運営方針等の評価を行っている(オブゾクテムを含む。)。
4 給食業務を委託している場合、適切な契約を結び、執行確認を行っている。
1 定期的に利用者の性・年齢・身体状況・生活状況等を把握している。
2 利用者の状況を見て、食事基礎を作成している。
(食事摂取基準、給食栄養目標値、食品構成、約束食事箋 等)
3 献立は、食事基礎に基づき作成されている。
4 献立は、利用者の日常の食事摂取量や嗜好、料理や食品の組合せ等を考慮し、作成されている。
5 栄養管理計画を立て、随時検討している。
6 食事基礎に比し、給食栄養量の評価をしている。(集団への対応)
7 定期的に、利用者の食事摂取状況や身体状況、栄養状態を把握し、適当な栄養量の提供ができている評価している。(個別対応)
8 定期的に、利用者による食事評価や利用者への各種調査(満足度、喫食意欲、嗜好等)を実施し、栄養計画に反映させている。
9 利用者に対し、献立表、栄養成分の表示等により栄養情報の提供を行っている。
10 医師の指示に基づき栄養指導を実施し、結果を記録・保管している。(外来・入院・在宅の別) 輸入・集団の別) *医師個別に限る。
11 購入計画を策定し、適切な購入契約が結ばれている。
1 購入計画を策定し、適切な購入契約が結ばれている。
2 食品出納簿により受け払いが一致し、また、在庫調査を実施している。
3 検収を実施している。(毎月、毎日)
4 食料消費を算出している。(毎月、毎日)
5 食品構成は、1か月以内のサイクル単位で把握している。
1 仕入れから供食までの品質目標を具体的に設定し、実施し、評価している。
2 作業指示書、作業計画書及び作業工程表を作成し、実行している。
3 適期・適量給食を実施している。
4 献立表・給食日誌等は毎日記録し、管理者の決裁を受けている。
1 調理業務従事者が定期的に研修に参加している。
2 調理業務従事者に健康診断(月1回以上の検便を含む。)を実施し、結果を保管している。また、日々の健康状態を把握している。
3 食中毒発生等に基づき、適正な衛生管理がなされている。(保存食をとり、器具等の衛生的な取扱、清潔な服装及び衛生習慣)
4 利用者の食事摂取が不明な清潔である。
5 災害時対応システムが確立し、機能している。
6 献立表、その他必要な帳簿、書類を適正に作成し、施設に備え付けている。

※ ○印は、今回チェックした項目です。

指導年月日 年 月 日
医師署名
栄養指導員名

この用紙は、日本産業規格が用紙とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十九号

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則(平成二十年大分県規則第五十号)の一部

を次のように改正する。

第二号様式中「四」を削る。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第5条関係)

交付金額計算書

(単位:円)

市町村名	算定政令第13条 第2項第1号の 額	算定政令第13条 第2項第2号の 額	②の欄に額があ れば②の額を、 なければ①の額 を記入する。
	①	②	③
合計④			

算定政令第13条第2項第3号の額

⑤

④又は⑤のいずれ
か少ない方の額

× 1/2 =

交付額

注 「算定政令第13条第2項第3号の額」は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令をいう。

第四号様式及び第五号様式中「三」を削る。
第六号様式を次のように改める。

第6号様式（その1）（第8条関係）

貸付金額計算書（初年度用）

（単位：円）

初年度基金事業対象費用額 ①	初年度基金事業対象収入額 ②	初年度における貸付額 ①-②=③	貸付限度額 ③×1.1 ④

令和三年三月三十一日

第6号様式（その2）（第8条関係）

貸付金額計算書（終了年度用）

（単位：円）

算定政令第14条第2項第2号イの額 ①	初年度貸付金の額 ②	終了年度交付金の額 ③	算定政令第14条第2項第2号ハの額 ④	終了年度における貸付額 ①-(②+③+④)=⑤	貸付限度額 ⑤×1.1

注 「算定政令」とは、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令をいう。

大分県報号外（規則）

第九号様式から第十一号様式までの規定中「㊦」を削る。
第十二号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十号様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、氏名の下に旧姓を記入すること。
 - 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、氏名の下に通称名を記入すること。
 - 3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合において、住民票の写しを提出するときは、旧姓又は通称名が記載されたものを提供すること。
- 第十一号様式を次のように改める。

第十二号様式(第12条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

氏 名

クリーニング師免許証の再交付を受けたので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍（都道府県名）	
住 所	
免 許 証 登 録 番 号	第 号
免 許 証 登 録 年 月 日	年 月 日
旧 姓 ・ 通 称 名 (併記を希望する場合)	(氏) (名)
生 年 月 日	年 月 日
再 交 付 申 請 の 理 由	

※添付書類

破り又は汚した場合は、その免許証

- 注
- 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 - 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

備考 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請書の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

第二号様式を次のように改める。

第十二号様式中「2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書」を
 「2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 3 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、通称名の記載がある住民票の写し」
 に改める。
 第十五号様式中

氏名	生年月日	年月日	を
----	------	-----	---

氏名	生年月日	年月日	に改
旧姓・通称名			

める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 （経過措置）

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則第十号様式から第十二号様式まで及び第十五号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十一号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**姓**」を「**姓**」に改め、「**⑤**」を削り、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削る。

第2号様式

菓子製造業従事証明書

1 従事者

住所
氏名

生年月日 年 月 日

2 従事期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 従事した菓子製造業者

氏名(法人の場合は、名称)

住所

営業許可の年月日

許可番号

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業務に従事したことを証明します。

年 月 日

菓子製造業者氏名
〔法人の場合は、名称及び代表者氏名〕

電話番号

第三号様式中「住所」を記入。
第四号様式中

氏名	性別	男・女
	生年月日	年 月 日生

氏名	性別	男・女
旧姓・通称名	生年月日	年 月 日

摘要	受験資格	1 法第5条第1号該当 2 法第5条第2号該当 3 法附則第2項該当 4 法附則第3項該当
----	------	--

摘要	
----	--

例。 姓「山田」で「本籍」が「東京都道府県名(国籍)」で「年 月 日生」が「生年月日 年 月 日」で「性別」が「男・女」で「試験合格年月日」が「製菓衛生師試験合格年月日」で「旧姓」が「山田」で「通称名」が「山田」で。

備考

- 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、氏名の下に旧姓を記入すること。
- 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、氏名の下に通称名を記入すること。
- 3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合において、住民票の写しを提出するときは、

旧姓又は通称名が記載されたものを提供すること。

添付書類中に「本籍」や「本籍地都道府県名（国籍）」及び「
日生」や「生年月日 年 月 日」並びに「
年 月 日」

「1 申請の原因たる事実を証する書類
2 免許証」
や「申請の原因たる事実を証する書類」に添付する。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式

製菓衛生師名簿登録削除申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

氏名

登録者との続柄

下記のとおり製菓衛生師名簿の登録を削除してくださるよう、製菓衛生師法施行令第4条の規定により申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

2 製菓衛生師登録者
氏名

生年月日

本籍地都道府県名（国籍）

3 登録削除の理由

添付書類

製菓衛生師免許証

第八号様式中「本籍」を「本籍地都道府県名(国籍)」及び「年 月 日」を「生年月日 年 月 日」及び「免許証」を「農業衛生師免許証」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、氏名の下に旧姓を記入すること。
- 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、氏名の下に通称名を記入すること。
- 3 旧姓又は通称名の併記を希望する場合において、住民票の写しを提出するときは、旧姓又は通称名が記載されたものを提供すること。

第九号様式及び第十号様式中「本籍」を「本籍地都道府県名(国籍)」及び「年 月 日」を「生年月日 年 月 日」及び「免許証」を「農業衛生師免許証」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則第一号様式から第十号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

おおいた動物愛護センター利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十二号

おおいた動物愛護センター利用規則の一部を改正する規則

おおいた動物愛護センター利用規則(平成三十年大分県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条の五中「はさんで」を「挟んで」に改める。

第八条第一項の表の二十一の項中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に、「小学校等」を「学校等」に改め、同条第二項及び第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十条の二の三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 任命権者は、給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。

第十条の二の三を第十条の二の五とする。

第十条の二の二第二項中「第十三条の二の二」を「第十三条の二の四」に改め、同条第三項中「職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。次条において「給特法」という。))第二条第二項に規定する教育職員に限る。以下この条及び次条において「教育職員」という。)」を「教育職員」に改め、同条を第十条の二の四とする。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(一年単位の変形労働時間制)

第十条の二の二 教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。))第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この条から第十条の二の五までにおいて同じ。)のうち、条例第十三

条の二の二第三項第一号の教育職員の範囲は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があると任命権者が認める者とする。この場合において、任命権者は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならぬ。

2 条例第十三条の二の二第三項第二号の対象期間は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日の期間（以下「長期休業期間等」という。）の一部又は全部を含む期間であつて、各学校の実情に応じ、任命権者が必要と認める期間とする。

3 条例第十三条の二の二第三項第三号の対象期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

4 条例第十三条の二の二第三項第四号の対象期間を定めることができる期間の範囲は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。

5 条例第十三条の二の二第三項第五号の特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であつて、各学校の実情に応じ、任命権者が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。

6 条例第十三条の二の二第三項第六号の特定期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

7 条例第十三条の二の二第三項第七号の対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8 前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

9 第七項ただし書の特別の事情がある場合において、任命権者は、対象期間において六日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において一週間に一日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、一週間に一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができる。

10 任命権者は、条例第十三条の二の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要と認める日 九時間

二 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち任命権者が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分

11 任命権者は、条例第十三条の二の二第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

12 任命権者は、前項の区分をし条例第十三条の二の二第四項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間に乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要と認める日 九時間

二 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち任命権者が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分

13 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合（同条第四項及び第五項の規定により各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。）には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

14 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が三箇月を超える場合には、当該対象期間について一年当たり二百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、当該対象期間の初日

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

の前一年以内の日を含む対象期間で三箇月を超えるもの（以下この項において「旧対象期間」という。）がある場合において、一日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について一年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から一日を減じた日数又は二百八十日のいずれか少ない日数とする。

15 任命権者は、条例第十三条の二の二第一項の規定により勤務時間を割り振る場合には、十時間を超えない範囲内で一日の勤務時間を割り振るものとし、五十二時間を超えない範囲内で一週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

一 対象期間において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週が連続する場合の週数が三以下であること。

二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

第十条の二三 条例第十三条の二の三第一項の四週間を超えない期間につき一週間当たり条例第十三条第一項から第四項までに規定する勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して四週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、四週間を超えない一週間の期間ごとを算定を行うものとする。

2 条例第十三条の二の三第一項の勤務することを要しない時間の指定は、十五分の時間を単位として行うものとする。

3 任命権者は、条例第十三条の二の三第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

第十一条の二第六項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

附則

令和三年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）